平成29年度答申第19号平成29年10月27日

諮問番号 平成29年度諮問第23号(平成29年9月5日諮問)

審 杳 庁 厚生労働大臣

事 件 名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X(以下「審査請求人」という。)が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。)7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金(以下「給付金」という。)の支給申請をしたのに対し、A公共職業安定所長(以下「処分庁」という。)が不支給とする決定(以下「本件決定」という。)を行ったため、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は 公共職業訓練等(以下「認定職業訓練等」という。)を特定求職者が受ける ことを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給するこ とができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準は、厚生 労働省令で定める旨規定する。 これらを受けて、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。)10条は、給付金の種類を職業訓練受講手当、通所手当及び寄宿手当とする旨規定する。

また、求職者支援規則11条1項各号は、公共職業安定所長が指示した認 定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間において該当すべ き要件を掲げており、これらの要件のいずれにも該当するときに、当該給付 金支給単位期間について職業訓練受講手当を支給する旨規定する。

上記要件のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること(ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること)を定めている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1)特定求職者である審査請求人は、平成29年1月12日、認定職業訓練 (P専門学校が開講する介護職員初任者養成科。以下「本件訓練」とい う。)の受講を開始し、同日から同年2月11日まで及び同月12日から 同年3月11日までの支給単位期間について、それぞれの期間経過後に給 付金の支給を申請した。

処分庁は、上記各支給単位期間について、いずれも申請同日、審査請求 人に対し給付金(職業訓練受講手当及び通所手当)を支給する旨の決定を した。

(就職支援計画書、職業訓練受講給付金支給状況(支給記録))

(2) 平成29年3月12日から同年4月11日までの支給単位期間(以下「本件期間」という。)に係る本件訓練のうち、同年3月16日については、午前9時から午後6時まで、介護付有料老人ホームを実習先とする企業実習が予定されていたところ、審査請求人は、同日、企業実習先を誤認し、誤った施設に行ってしまったため、受講開始時刻から30分遅刻して実習先に到着し、企業実習予定時間のうち午前9時30分から午後6時までのみを受講した。

(実習記録、企業実習の実施について、欠席・遅刻・早退・欠課届、訓練 受講者改善指導等記録) (3)審査請求人は、平成29年4月12日、本件期間に係る給付金の支給を申請した。

処分庁は、同日、「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため(平成29年3月16日、実習施設先を間違えたとの理由により遅刻した為)」との理由を付して、本件決定を行った。

(職業訓練受講給付金支給申請書、職業訓練受講給付金不支給決定通知書)

(4) 審査請求人は、平成29年4月25日付けで、本件決定を不服として審査請求を行った。

(審査請求書)

(5)審査庁は、平成29年9月5日、当審査会に対し、本件審査請求は乗却 すべきであるとして、諮問した。

(諮問説明書)

4 審査請求人の主張

平成29年3月16日の実習について、実習先を別の施設と間違えたのは認めるが、同日朝8時30分には当該別の施設には入っていた。実習先には30分遅れで着き、18時まではストップもかからず実習を行ったのに、なぜ給付が0円なのか。実習はやっているのに0か100はおかしく、納得がいかない。

第2 審査庁の諮問に係る判断

本件における遅刻の要因は、訓練施設があらかじめ受講生に対して、企業実習 先を誤らないよう、企業実習先を記載した「企業実習の実施について」を使用して説明を行っているにもかかわらず、審査請求人が自身のカレンダーに企業実習 先を誤って記載し、「企業実習の実施について」等の資料を確認せず、誤った施設に行ってしまったためである。審査請求人の遅刻理由は、求職者支援制度業務取扱要領(平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「本件要領」という。)第10の4(2)へに照らして、「やむを得ない理由」に該当するものと認めることはできず、求職者支援規則11条1項5号に定める要件を満たしていない。

したがって、本件決定は法令等の根拠にのっとった正当なものであり、本件審

査請求は理由がないから棄却されるべきである。

なお、審理員の意見も同旨である。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について 本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はう かがわれない。
- 2 本件決定の適法性及び妥当性について
- (1) 前記第1の2記載のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている(求職者支援規則11条1項5号本文)。

求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであり、また、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施されるものであり、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることからすれば、全ての訓練に出席することが当然に前提とされているものと考えられる。そうすると、給付金の支給要件に定める、「認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること」とは、全ての実施日について、プログラムの開始から終了まで受講することを厳格に要求する趣旨であると解される。

審査請求人は、30分遅れで実習先に着いた上で、午後6時まで実習を行った旨主張しているが、平成29年3月16日に実施された企業実習について、実施時間のうち午前9時から午前9時30分までは遅刻により受講していないことから、同日のプログラムの開始から終了まで受講したとはいえない。また、審査請求人は、同日朝8時30分には別の施設に到着していた旨主張しているが、仮にそのような事情があったとしても、本件訓練として同日のプログラムの実施が予定されていた施設に出頭しなければ本件訓練を受講したことにならないことはいうまでもない。

したがって、審査請求人は、本件期間に係る本件訓練の全ての実施日に 訓練を受講したとは認められない。

(2) 求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。

上記「やむを得ない理由」につき、通達として発出された本件要領は、

当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため、天災その他やむを得ない理由のため等の理由を掲げている(10の4(2)へ)が、これらは社会通念上、欠席として扱うことが不合理であると考えられるものの例示であり、受講生に帰責性の認められる遅刻を想定したものではないと解される。

本件における審査請求人の遅刻は、企業実習先を誤認し、誤った施設に行ってしまったことに起因するが、審査請求人に対しては訓練施設により、あらかじめ、企業実習の日時、企業実習先の施設名及び住所等を記載した文書で説明が行われており、社会通念上通常の注意を払えば、企業実習先を誤認することはなかったものである。したがって、本件の遅刻は「やむを得ない理由」に該当するとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件決定が違法又は不当であるとはいえず、審査請求は棄 却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審查会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	大	橋	洋	_